

◆◆し尿くみ取りについて◆◆

令和3年4月

西尾市内の一般家庭等のし尿くみ取りは、市が業者に委託し月に1回各家庭を定期的なまわり収集しています。

し尿くみ取りを開始する時や中止する時はどうするの？

- ・西尾市に転入される場合は、転入届を出される時に、本庁市民課・支所の窓口でくみ取りトイレであることを申し出てください。
- ・市内で転居される場合は、転居届を出される時に、本庁市民課・支所窓口で転居先が水洗トイレかくみ取りトイレか申し出てください。または後日ごみ減量課へご連絡ください。
- ・くみ取りトイレから水洗トイレ（浄化槽や下水道に接続）になり、くみ取りを中止する場合は、ごみ減量課・支所又はくみ取り業者へご連絡ください。
- ・工事現場等に設置される仮設トイレのくみ取りについては、ごみ減量課・支所又はくみ取り業者へ直接ご連絡ください。（この時、請求先がわかるように会社名、住所、電話番号、くみ取り場所を確実にお知らせください。）

し尿くみ取りは、収集する区域で業者が決まっています。

収集区域とし尿くみ取り業者

西尾、中畑、福地北部、三和、室場、米津地区及び平坂・楠村・羽塚・新在家・住崎の一部地区	西尾衛生(株) 西尾市熊味町北十五夜 17 0563-54-2991
寺津、福地南部地区及び平坂・楠村・羽塚・新在家・住崎の一部地区	(株)エヌジェイエス 西尾市下矢田町薄畑 36-1 0563-59-8814
一色町 右の2業者のどちらか選んでください。 (申し出るときに決めてください)	(株)一色厚生社 西尾市一色町一色山荒子 28 0563-72-8755 (有)一色町浄化槽管理センター 西尾市一色町味浜上長割 72-1 0563-72-8783
吉良町のうち 饗庭、荻東、荻西、富八、横須賀第1~8区、駸馬、宮迫、津平、友国地区	(有)コスモエコサービス 西尾市吉良町下横須賀加長割 47-4 0563-35-0236
吉良町のうち 吉田第1~7区、富好、小山田、乙川、宮崎地区	(有)清和サービス 西尾市吉良町吉田桐杭 37-1 0563-32-3461
西幡豆町、東幡豆町、鳥羽町、寺部町	(有)ハズカンキョウ 西尾市東幡豆町四ツ割 28-1 0563-62-2783

料金の計算方法は？

くみ取り業者は、毎月同じ時期になるように収集する地区を定めており、収集した家庭には、「し尿くみ取り手数料確認券（3部複写の内1枚）」を発行しています。この確認券の控えが、市役所ごみ減量課に届けられ各家庭の毎月の料金を計算しています。

定額制の場合は、世帯割と人員割の人数を基にして、従量制の場合は、し尿のくみ取り量（従量本数）でそれぞれ計算しています。

くみ取り料金表

<区分>	<手数料>	
定額制	世帯割 人員割	1世帯1月につき260円 1人1月につき280円
従量制	18リットル（1本）につき170円 店舗及び事業所のトイレや仮設トイレ 下水道又は浄化槽との併用世帯 便槽に入水した世帯等その他、定額制が不適当なものについて適用する	
便槽割	同一敷地の2つ目からの便槽について1槽1月につき720円	
臨時手数料	1回につき1,460円	

⇒うらへ続く

料金計算の例

計算例1 定額制（1世帯3人家族の一般的な家庭）

$$\text{世帯割} 260 \text{円} + (\text{人員割} 280 \text{円} \times 3 \text{人}) = 1,100 \text{円 (1月あたり)}$$

計算例2 従量制（店舗・事業所及び一般家庭で浄化槽と併用している場合等）

業者がくみ取ったし尿の量（従量本数）が8本の場合

$$\text{くみ取り量} 8 \text{本} \times 170 \text{円} = 1,360 \text{円 (1回あたり)}$$

*月1回の定期収集以外に電話等でくみ取りを依頼されると臨時手数料（1,460円）が加算される場合があります。

手数料金の支払い方法

くみ取り業者がし尿を収集した後に、**2か月分の料金をまとめてごみ減量課から納入通知書を各世帯へ郵送**させていただきます。

現金納付のかたは、お近くの金融機関（郵便局を除く）で納期限までにお支払ください。口座振替制度をご利用の方は、発行月の月末に振替予定ですので、残高不足とにならないようご注意ください。

くみ取り月と請求月

<期別>	<くみ取り月>	<納入通知書発行月>	<納期限>
1期	2月・3月	4月20日頃	4月末日
2期	4月・5月	6月20日頃	6月末日
3期	6月・7月	8月20日頃	8月末日
4期	8月・9月	10月20日頃	10月末日
5期	10月・11月	12月20日頃	12月25日頃
6期	12月・1月	2月20日頃	2月末日

納期は各期発行月の末日（5期の納期は、年度によって異なります。末日が土日の場合はその次の日が納期になります。）

し尿くみ取り手数料のお支払には、**便利な口座振替制度をご利用ください。**

減免制度

し尿くみ取り手数料の減免対象者の方は、下記のとおりし尿くみ取り手数料が減免になります。一般廃棄物処理手数料減免申請書及び関係書類をごみ減量課へ提出してください。

減免対象者

- ・生活保護世帯（世帯員全員分）
- ・準要保護世帯（世帯員全員分）
- ・寝たきり老人（65歳以上の老人分）
- ・老人家庭（70歳以上の者のみで構成される世帯員全員分）
- ・身体障害者（1級から3級までの当人分）
- ・知的障害者（A判定・B判定の当人分）
- ・母子・父子家庭（児童扶養手当を受給している母子・父子の世帯全員分）
- ・0歳児（定額制の当人分） → 市民課で出生届を提出すれば可
- ・老人と18歳未満の子で構成する家庭（70歳以上と18歳未満の者のみで構成する世帯全員分）

※関係書類についてはごみ減量課へお問合せください。

台風減免制度

減免手続きの手順

豪雨、台風等の災害により、**市役所に災害対策本部（市役所危機管理課）が設置**され、家屋に床下浸水以上の被害が発生し、くみ取りトイレの便槽に雨水が浸水したときは、町内会長を通じ災害対策本部へ申し出てください。（くみ取りの依頼は、直接業者へ連絡してください。）

同時に「災害によるし尿くみ取り手数料減免申請書」に必要事項を記入し、証明欄に町内会長名を記名して、業者がくみ取りにきたときに発行する「し尿くみ取り手数料確認券」と一緒に提出してください。